

水産政策審議会企画部会

第94回議事録

水産庁漁政部企画課

水産政策審議会第94回企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 令和3年9月15日(水)13時30分

閉会 令和3年9月15日(水)16時03分

2. 出席委員(五十音順、敬称略)

(委員) 石井 ユミ 大瀬 由生子 佐々木 貴文 佐藤 由也
田辺 恵子 中川 めぐみ 橋本 博之 三浦 秀樹
山下 東子 山本 徹 吉川 文

(特別委員) 川原 明子 窪川 かおる 久保田 正 後藤 理恵
佐々木 ひろこ 関 いずみ 高橋 健二 永沼 博明
中村 清作 野田 一夫 深川 沙央里 深川 英穂
結城 未来

3. その他出席

(水産庁) 渡邊漁政部長 藤田資源管理部長 黒萩増殖推進部長
矢花漁港漁場整備部長
依田漁政課長 河村企画課長 五十嵐加工流通課長
高屋漁業取締課長 廣野研究指導課長 桑原漁場資源課長
櫻井栽培養殖課長 鹿田水産業体質強化推進室長
佐々木参事官

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第94回企画部会
議事次第

日 時：令和3年9月15日（水）13:30～16:03

場 所：農林水産省第3特別会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- (1) 部会長の選任について
- (2) 部会長代理の指名について
- (3) 次期水産基本計画の分野別項目の検討について
- (4) 令和3年度水産白書の作成方針等について

4 報 告 事 項

- (1) 「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」の策定について
- (2) 水産政策審議会の議事規則の改正について

5 閉 会

目 次

1	開 会	1
2	部会長の選任について	3
3	部会長代理の指名について	4
4	次期水産基本計画の分野別項目の検討について	4
5	令和3年度水産白書の作成方針等について	3 5
6	「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する 基本方針」の策定について	4 3
7	水産政策審議会の議事規則の改正について	4 4
8	その他	4 6
9	閉 会	4 6

○企画課長 それでは、ただいまから水産政策審議会第94回の企画部会を開催いたしましたと思います。

私は、本日事務局を務めます企画課長の河村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の企画部会は、新型コロナウイルス感染対策防止の観点から、委員及び特別委員にはウェブ会議システムの使用を推奨させていただきまして、これと併用させながら参加いただく形で開催させていただければと思っております。

御発言の際はウェブ会議システム上で「挙手ボタン」をクリックいただきまして、発言の意思表示をしていただいて御発言いただきますようよろしくお願いいたします。御発言されるまでは音声はミュートに設定いただきまして、御発言の際にミュートを解除して御発言いただきますようよろしくお願いいたします。

音声トラブル等がある場合には、ウェブ会議システムのチャット機能にて事務局までその旨をお知らせいただければと思います。

それでは、開会に当たりまして、水産庁漁政部長の渡邊より御挨拶申し上げます。

○漁政部長 漁政部長の渡邊でございます。水産政策審議会第94回企画部会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

初めに、本日御出席の委員並びに特別委員の皆様方におかれましては、日頃から水産政策の推進に御協力を頂いておりまして、また、この度は委員、特別委員への御再任、また新たに御就任を頂きまして、ありがとうございます。この場をお借りしまして、御礼申し上げます。

さて、水産政策審議会の企画部会では、水産基本計画の策定、各種法律に基づく基本方針、さらには水産白書についての調査・審議等を行っていただくことになっております。

水産基本計画は、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、10年先を見据えて、おおむね5年ごとに策定するものでありまして、また水産白書につきましては、我が国の水産業の動向や施策の内容について国民の皆様理解を深めていただく上で大きな役割を果たすものであります。どちらも水産施策を展開していく上で大変重要な意義を有するものと考えているところでございます。

本日は、水産基本計画の見直しに向けまして、加工流通、輸出・消費拡大や漁業取締り・密漁防止監視体制の強化、スマート水産技術の開発と活用などのテーマについて御

議論いただくことに加えまして、令和3年度の水産白書の作成方針などにつきまして御意見などを頂くことにしております。

また、「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」の策定についてと水産政策審議会の議事規則の改正について御報告をしたいと考えているところでございます。

委員の皆様におかれましては、現下の水産業をめぐる状況や様々な変化に的確に対応するため、幅広い観点から御議論いただきたいと考えているところでございます。

結びに、本審議会で委員の皆様からの忌憚のない御意見を賜りますことをお願い申し上げます。冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○企画課長 漁政部長、ありがとうございました。

続きまして、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令の第8条第1項の規定によりまして、審議会の定足数は過半数とされておりますけれども、本日は委員11名中、ウェブ参加による参加を含めまして11名全員が御出席されておまして、定足数を満たしております。本日の企画部会は成立しているということを御報告申し上げます。

また、特別委員は16名中、ウェブによる参加を含めまして12名の方が御出席されておまして、また1名の委員が1時間程度遅れて御参加されると承知しております。

続きまして、当審議会の議事の取扱いにつきまして御説明させていただきます。

水産政策審議会令議事規則第6条に基づき、会議は公開で行うこととなっております。感染防止の観点から、傍聴者は庁内の別室にて傍聴する形となっております。また、第9条第2項に基づきまして議事録を作成し、縦覧に供するものとされております。会議終了後、委員の皆様には議事録を御確認いただいた上で水産庁のホームページに掲載して、公表させていただきますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

では、今回の配布資料の確認をさせていただきます。

配布資料でございますけれども、まず企画部会の議事次第でございます。続きまして、資料1として委員・特別委員の名簿、資料2として次期水産基本計画の分野別項目の検討について、資料3といたしまして令和3年度水産白書の作成方針等についてと、資料4として「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」の策定について、資料5といたしまして水産政策審議会の議事規則の改正について、参考

資料として水産基本法を抜粋させていただいております。

報道関係の方がいらっしゃいましたら撮影はここまでとさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は委員改選後の初めての企画部会でございますので、本来であれば委員及び特別委員の一人一人から御挨拶いただくべきところでございますけれども、本日は大変たくさんの議題、報告事項がございます関係で、大変恐縮でございますけれども、新しく委員及び特別委員になられた方についてのみ私の方から御紹介させていただきます。御理解賜りますようお願いいたします。

今回、新しく企画部会の委員及び特別委員になられた方は佐藤由也委員、三浦秀樹委員、川原明子特別委員、大谷勉特別委員、佐々木ひろこ特別委員、深川沙央里特別委員の合計6名となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、部会長が委員の皆様の互選により選任されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきます。

最初の議題は、部会長の選任でございます。

部会長の選任につきましては、水産政策審議会令第6条第3項の規定によりまして、委員の互選によることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

石井委員、手を挙げて頂いていますので、よろしくお願いいたします。

○石井委員 産経新聞社、石井です。今期もよろしくお願いいたします。

本件ですが、これまで部会長をされていました山下委員に部会長をお願いしてはいかがでしょうか。

○企画課長 ありがとうございます。

ただいま石井委員から山下委員を部会長に推薦する発言がございましたが、そのほかに御意見ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○企画課長 ありがとうございます。それでは、御異議がないようでございますので、山下委員を部会長に選任するということによろしいでしょうか。御意見がある場合は挙手ボタンをお願いいたします。

(各自意思表示)

○企画課長 拍手いただきまして、ありがとうございます。それでは、部会長に選任されました山下委員にこれからの議事進行をお願いいたしたいと思います。山下部会長、

よろしくお願ひいたします。

○山下部会長 ただいま水産政策審議会企画部会長を仰せつかりました山下でございます。今後、委員の皆様方並びに水産庁の事務方の御協力を頂きまして、円滑に議事を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、本日の企画部会は午後4時30分までと長丁場になっております。議事進行への御協力をよろしくお願ひいたします。途中、1度短い休憩を挟むという予定でございますので、よろしくお願ひします。

それでは、早速ですが、議事の(2)部会長代理の指名に入らせていただきます。

水産政策審議会令第6条第5項の規定によりますと、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理することとなっております。つきましては、私の方から佐々木貴文委員に部会長代理をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。御意見がある場合は、「挙手ボタン」をお願いいたします。

(各自意思表示)

○山下部会長 「オーケーマーク」を頂いています。「オーケーマーク」とか、皆さん「拍手」のマークを頂きましたので、異議なしというふうに考えます。ありがとうございます。

それでは、佐々木貴文委員、よろしゅうございますでしょうか。

○佐々木(貴)委員 はい、謹んでお受けいたします。承知いたしました。

○山下部会長 それでは、佐々木委員の御了承と皆様の御了承を頂きましたので、佐々木委員に部会長代理をお願いいたします。

それでは、一言御挨拶をお願いできますか。

○佐々木(貴)部会長代理 ただいま山下先生の方から御指名いただきました北海道大学の佐々木貴文でございます。お役に立てるかどうかわかりませんが、円滑な議事の進行に貢献してまいりたいと思っておりますので、皆様、何とぞよろしくお願ひいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、次の議題に入ります。

次期水産基本計画の分野別項目の検討についてでございます。

ここの議論の御意見の頂き方について少々お願ひがございます。

ここは、進行中の基本計画の検討でありまして、水産庁の方から今後10年間、どうい

う方向で施策を展開するのかということをお考えになるときに、何か参考になるような新しい考えとか、別の視点とか事例、そのようなものを我々には求められているというふうに事務局より伺っております。ですから、是非そのような視点でお考えいただいて、本日御説明する資料は水産基本計画の検討に向けた参考資料という位置付けだとお考えいただければと思います。

例えば、各地の先進的な事例とか、そういうことをお示しいただいて、御意見などを頂ければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○企画課長 では、お願いいたします。まず、加工流通の方からお願いできればと思います。

○加工流通課長 加工流通課長の五十嵐でございます。本日はよろしく願いいたします。

まず、資料2の3ページから加工流通、輸出・消費拡大ということで御説明をしたいと思います。

3ページを御覧いただければと思います。

加工についての現状です。水産加工業というのは、漁業とともに水産業の車の両輪の役割を担っていて、漁村経済を支える存在という位置付けでございますけれども、主要な課題といたしましては、「原材料不足」「経営体力不足」「人手不足」の「3不足」が課題として挙げられております。

小規模事業者は、出荷額では全体の2割以下にすぎませんが、事業者数では全体の7割を占めております。下の図1を御覧いただければと思います。この赤の点線で囲っているものが20名未満の小規模事業者ということになっております。特にこの小規模事業者というのは、乏しい資金力と川下主導の価格形成を背景に脆弱な経営を余儀なくされている状況でございます。

図2を御覧いただければと思いますが、この小規模事業者ほど国産原料の使用割合は高い傾向であり、漁村地域社会の経済の維持に貢献しています。この図2の赤い点線で囲っているところでございますが、国産の原料を7割以上使用する事業者というのが、この小規模の事業者によって多く使っているということなのです。

ただ一方で、20名以上の事業者という方も、スケールメリットを生かして総出荷額の8割を占めていて、水産物の安定供給に寄与していただいているような状況です。

課題としましては、繰り返しになりますけれども、原料不足ということで、これに対しては、漁獲量が減少しているものから増えているものに対しての魚種転換や、多様化ということでいろいろな魚種を使っていただくといったことの促進など環境変化に弾力性のある取組が必要ということ。

それから、経営体力不足については、特に小規模事業者を対象にですけれども、地域の中核的な経営者を育成していく、また事業者の連携・協働により、加工技術やブランド商品を次世代に継承する取組を促進する必要があります。

人手不足に関しては、先端技術を活用した省人・省力化機器の導入や外国人材の活用が必要ということになります。

次のページを御覧いただければと思います。4ページです。

流通に関しては、水産物については特殊な形態を取っております。水産物の特性ということで、イワシとかサバを思い浮かべていただければと思いますけれども、魚種、漁獲量が大きく変動するものであり、それから品質の多様性、鮮度保持の困難性といった要因から、水産の流通は水揚げされた魚の選別を行う産地の卸売市場と、それから多種多様な商品をそろえる消費地の卸売市場の2段階で形成をされております。この市場形態というのは、行政の規制でこうなったわけではありませんので、現場の実態に応じて、漁業者、漁協、卸売業者にとって、それぞれ利点があるということから、こういった形で形成をされているところです。

②ですけれども、水産物の集出荷時に中心的な役割を果たす卸売市場の役割というのは引き続き重要であります。多段階流通になっているのでどうしてもコストが高くなったり、鮮度保持技術の活用が十分になされていないなどの問題があります。そういうことから、近年は市場を経由していない取引が増える傾向にもあります。

図1のところですが、これは消費地市場の経由率ですけれども、大体47%です。産地市場は若干これより上がりますけれども、こういった状況にあります。

それから、水産物の産地卸売市場というのは小規模なものが多く、市場当たりの買受人の数も減少傾向にあるということです。

課題ですが、生産者がより高い価格で安定的に取引できるよう、産地市場の集約により市場機能の効率化を図るとともに、水揚物を集約することによって価格形成力の強化を図る必要があります。最近の具体的な事例として図4を御紹介したいと思います。これは千葉県富津市の天羽地区の天羽漁協の事例ですが、天羽漁協はもともと3か所の

市場があったわけで、最近取扱量の減少とかがありまして非効率な運営になっていたところ、一番輸送に便利な竹岡という所に新たに市場を整備して、水揚げを集約し、運営の効率化を図るといったような取組も行っております。

次のページを御覧いただければと思います。

これは水産物の健全な取引環境の整備ということで、現状として、漁業者による密漁というものは減少をしている一方で、漁業者ではない方たちによる密漁が増加傾向にあります。図2を御覧いただければと思いますが、最近、複数人による、夜間に潜水器で操業したり、違法漁獲が悪質・巧妙化しているということがあります。

それから、海外での需要を背景に高価格で取引されているナマコ等の密漁が問題化しているということがあります。

これに対しての課題として、国内において水産物が違法に採捕され、それらが流通すると水産資源の持続的な利用に悪影響が生じるおそれがあります。また、そのために輸出入も含めた違法に採捕された水産物の流通を防止するための措置を講ずる必要があります。

それから、国際社会においてもIUU漁業への対応の必要性というのが高まっており、図4にもありますが、例えば、G20の大阪首脳宣言が出されたりして、我が国においても国際社会の要請に応える必要があるといったような背景にあります。

こういった事情を踏まえて、先般、水産流通適正化法が、令和2年に公布されまして、これは令和4年12月までに施行される予定になっております。

次のページを御覧いただければと思います。こちらは、消費拡大のお話でございます。

消費に関しては、現状といたしましては、魚介類の年間1人当たりの消費量というのは2001年度の40.2kgをピークに2019年度には23.8kgまで減少している状況で、肉類の消費量を下回って推移している状況です。

昨今の事情としては、新型コロナにおける巣籠もり需要を受けて、スーパーにおける水産物の売上げが増加傾向にあるところです。

また、外食、ホテル・飲食店向けの需要の減退で、高級魚を中心に取扱金額が下落をしているという状況です。

それから、調理時間を割けない共働き世帯が増えていることから、最近、消費者に簡便化志向の高まりがありますが、水産物の提供の仕方については、国民のライフスタイルの変化への対応の遅れが見られるというような現状があります。

課題としては、幼少期から、小さいうちから魚食の習慣化というのは有効なため、例えば学校給食などでの取組を促進することが必要であること。また、少子高齢化、共働き世帯の増加が背景にあります。消費者の簡便化志向の高まりなどの消費者ニーズをちゃんと意識した消費拡大に向けた対策が必要です。

さらに、令和3年6月に水産庁で「新たな生活様式に対応した検討会のとりまとめ」を行っておりますが、それを踏まえ、水産物のネックになっている課題を解決ということで、調理の手間などの水産物の特性への対応や併せて水産物のプラス面を発信することで、企業と連携した水産物消費に関する機運の向上への取組を一層強化することが必要といったことがあります。

続きまして、7ページ目を御覧いただければと思います。消費の拡大の一環としての水産エコラベル活用の推進です。

水産エコラベルは御案内のとおり、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、商品にラベルを表示するようなスキームです。日本発の水産エコラベルのMELは、国際的な認証スキームの承認を行うGSSIからアジアで初の承認を受けたという状況にあります。

欧米では、大手の小売業者がこの水産エコラベル認証の取得を調達基準としているところも多々あって、国産水産物の輸出においても、この国際基準の水産エコラベルの取得というのはキーとなっているというところです。

国産水産物の、国際基準の水産エコラベル認証件数は増加していますが、我が国の消費者、漁業者、流通加工業者の認知度はいずれも低いことになっております。

図1を御覧いただければと思います。海外発の認証としては、イギリス発のMSC認証、それから養殖向けのオランダ発のASC認証というものがあります。日本発のMEL認証を認証しているところで、図2を御覧いただきたいのですが、令和3年3月で、我が国において認証を取得しているのが漁業の方で7件、養殖業の方で41件、これがMELの状況です。MSCが10件、ASCが13件と、それぞれこういった状況になっております。

このため、課題としては、主に大・中規模の水産物流通・加工事業者に対して、CSRの一環として、このような水産エコラベルに関して持続可能な調達方針の策定を働き掛けたり、実際に事業者や関係団体を通じた働き掛けを積極的に行う必要があります。

それから、この水産エコラベルについて国内外への認知度向上を図って、持続可能な

水産物の消費拡大を促進する必要があります。

最後に、8ページを御覧いただければと思います。輸出の拡大に関してです。

先ほど御説明したように、我が国の魚介類の1人当たり消費量というのは減少傾向にあります。それから、当然少子高齢化といったこともあって、国内水産物市場は更なる縮小が見込まれます。一方、水産物の貿易量というのは拡大を続けております。このため、水産業が持続的に発展していくためには、水産物消費量が多い欧米や急拡大しているアジアへ販路を拡大していく必要があるという状況です。

我が国からの水産物輸出は、図2を参照いただきたいのですが、上位5か国・地域で約7割といった状況です。上位5か国というのが、香港、中国、米国、タイ、台湾となっております。それから、あともう一つは、真珠とホタテ貝とぶりなど、これらの品目については特定の国・地域への依存度の高さというものがあって、例えば真珠だと香港向けが約6割を占めており、そこがリスクとなっている状況です。

課題としては、農林水産物・食品の輸出額目標というのを政府として掲げておりますが、水産物の目標額は1.2兆円とその約4分の1ということになっておりますので、今後更なる輸出拡大を図るには、マーケットイン、マーケットのニーズを捉えるといった発想に基づいて、輸出先のニーズを把握して、それに対応した商品を開発して生産を拡大していくことが重要ですが、一方でそれに対応するためには多額の投資が必要となっていて、それが事業者にとって負担となっています。

それから、また今の輸出というのは養殖魚が多いですけれども、それだけではなくて天然魚についても生産者・加工業者・輸出業者が一体となって輸出拡大の取組を行うことが必要であります。

それから、最後に、水産物の輸出は特定の輸出先や用途に依存するというリスクがありますが、コストや輸出先の複雑な規則の面から、当然民間の事業者だけでは新たな市場の獲得のための取組を行うのは困難といった課題があることから、新規市場の開拓や輸出先の規則への対応というのは国やジェトロなどの関係機関による関与が必要であるといったことが課題となっております。

私の方からは以上です。

○企画課長 では、漁業取締りをお願いします。

○資源管理部長 資料の10ページを御覧ください。取締りの関係でございます。資源管理部長から説明させていただきます。

資料の10ページの下の表にございますように、現在、漁業取締船につきましては、令和2年度と3年度にそれぞれ1隻ずつ大型化の代船を行う、あるいは増隻を行うということで、年度末になりますと、46隻体制という状況になります。これに合わせて漁業監督官も増員をしてきました。

大臣許可船舶にはVMSを設置してきたという状況でございます。

今後の課題といたしましては、その46隻体制の船をしっかりと、古くなったものは新しくする、装備を充実させるということだと思っております。

さらに、人的な体制ですとか、取締り技術をしっかりと維持する、向上させるということが重要だというふうに考えております。

次に、次のページを御覧ください。特に大和堆につきましては、これまでもいろいろ議論がなされておりますけれども、しっかりと集中配備をいたしまして、外国漁船を我が国水域から退去させるという取組をしております。ほかの取締りも同じでございますけれども、しっかりと海上保安庁をはじめ、関係機関と連携強化をしていくという必要があるかと思っております。

次に、12ページを御覧ください。密漁監視体制でございます。

一つは、改正漁業法におきまして、非常に重い罪、3年以下の懲役、3,000万円以下の罰金の特定水産動植物という制度を設けました。アワビ、ナマコ、シラスウナギというものが指定されているという状況になっております。

それと、先ほど説明にありましたように、国内流通の適正化に関する法律が成立しております。こういう密漁対策に関する制度が整えられておりますので、今後はしっかりとこれを、制度を適切に執行していく、あるいは一般の方にもしっかりとこういった制度について普及啓発を行う。現場では密漁対策でしっかりと取締りができるようにしていくということが重要なんだろうということで、こちらの方も関係機関と緊密な連携強化ですとか合同取締り、こういったものが必要であろうということで考えているというところでございます。

以上でございます。

○企画課長 みどりの食料システム戦略からお願いします。

○漁業資源課長 はい。みどりの食料システム戦略と漁場環境保全・生態系の維持の部分でございます。

めくっていただいて、14ページ目から説明をさせていただきます。

みどりの食料システム戦略でございますが、上の青枠のところでございますけれども、農林水産省では、持続可能な食料システムの構築に向けまして、「みどりの食料システム戦略」を本年5月に策定をいたしております。

2050年までに目指す姿といたしまして「農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現」を掲げるなど、中長期的な観点から、「食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現」するということを目指しております。

水産関係では、漁船の電化でありますとか燃料電池化、ブルーカーボンの推進といったところが取組課題としてあるわけでございます。

下の方、細かく図を描いておりますが、左上の「調達」、右側の「生産」、右下の「加工・流通」「消費」といったサイクルがございますけれども、「調達」に関して言えば、養殖業においては、例えば人工種苗による完全養殖でありますとか、漁具に関しては漁具のリサイクルの推進、「生産」に関しましては環境負荷軽減を図る養殖業でありますとか、漁業におきましては資源管理や漁船の電化、また漁港・漁場におきましてはブルーカーボン・環境変化への対応といったところ、「加工・流通」では電子タグやトレーサビリティ、あとIUU対策、「消費」におきましては水産エコラベルといったところがございます。

1枚めくっていただきまして、次に藻場・干潟の保全・創造で藻場関係でございます。

現状といたしまして、沿岸の水産生物の生育にとりまして重要な役割を果たす藻場でございますけれども、食害生物の広範囲化・活性化等の海域環境の変化により減少してきているという現状がございます。

水産庁におきましては、県等とも連携しながら、実効性のあるハード・ソフト対策を実行するための藻場・干潟ビジョンの策定を推進しているところでございます。

藻場は新たな二酸化炭素の吸収源としての研究が進められております。「みどりの食料システム戦略」などにも位置付けられるなど、カーボンニュートラルの観点からの期待が高まっているところでございます。

課題といたしましては、藻場が継続的に減少してきている現状を改善し、藻場の維持・回復を目指すということ。そのためには、海域ごとに藻場の詳細な衰退要因等を把握する必要があると考えております。

藻場の維持・回復に向けましては、漁業者のみならず、NPO、ボランティア等の協力を得ていくほか、藻場の二酸化炭素固定効果を定量化するための評価手法の開発が必

要と考えております。

下の方に写真を載せておりますけれども、食害・高水温等による影響と対策といたしまして、イスズミ等食害生物の駆除対策、また海洋環境、高温化等によりまして南方系の藻が増えているといったようなところもございますので、構成種の変化に対応した藻場の造成。

また、真ん中になりますが、広域的なモニタリング技術の活用。

右側になりますけれども、藻場による二酸化炭素固定の推定技術、評価技術というところの課題がございます。

1枚めくっていただきまして16ページ目になりますが、藻場・干潟の保全・創造の干潟関係でございます。

現状でございますが、干潟は、二枚貝や沿岸の底生魚介類の生育場所や水質浄化などの重要な役割を果たしています。豪雨による漁場への浮泥の堆積や淡水の流入、波浪による稚貝の流出、栄養塩類の不足、餌料不足等によりアサリの減耗や貧酸素水塊の発生といったこともあり、干潟の機能低下が進行しているという現状がございます。

課題でございますが、干潟の機能が継続的に低下してきている現状を改善し、干潟の機能維持・回復を目指すというところでございます。そのためには、海域ごとに干潟の詳細な衰退要因等を把握していく必要があると考えております。

干潟の機能の維持・回復に向けましては、漁業者のみならず、NPO、ボランティア等の協力を得ていくほか、新技術の開発・活用が必要であると考えております。

左下、藻場・干潟ビジョンの策定地域・海域を記載しております。現在、令和2年度末で41海域でございます。また、食害や災害による干潟の機能低下と対策といたしまして、食害生物の駆除でありますとか、覆砂といったようなところの底質改善。

また、右側でございますが、波浪による稚貝の流出を防ぐための砕石の敷設技術の開発などを行っているところでございます。

1枚めくっていただきまして、17ページになります。栄養塩類の管理でございます。

現状といたしましては、瀬戸内海などの閉鎖性水域において水質浄化が進む中で、ノリの色落ちの発生でございますとか、イカナゴ、アサリなどの水産資源の減少などが問題となっております。水域の生産力を支える栄養塩の不足や偏在が、藻場・干潟の減少等と相まって、ノリの色落ちでありますとか水産資源の減少要因となっていることが示唆されている状況でございます。

課題といたしましては、瀬戸内海での栄養塩と水産資源との関係の解明に向けた調査研究を行い、その成果を踏まえた上で、水域のモニタリングをした上で、栄養塩の管理方策を策定する取組を進め、栄養塩不足が懸念されている他の水域においても必要な調査研究を進め、取組を広げていくということが課題でございます。

左下の図でございますが、瀬戸内における貧栄養化の問題についてグラフ化しております。内容といたしましては、海水の窒素濃度、栄養塩類の減少に伴い、ノリの生産枚数が減少しているのではないかとといったようなことが示唆されている図でございます。

真ん中から右側にかけてでございますが、栄養塩対策といたしまして、栄養塩管理方策の検討におきましては、二枚貝の餌として重要な微細藻類への栄養塩の影響でございますとか、藻場の維持に関する栄養塩類の影響、また小型浮魚の餌となる動物プランクトンと栄養塩類濃度との関係などを調べながら、漁業生産に寄与するような栄養塩類の管理方策を検討していくといったところが一つの課題でございます、それから右側でございますが、海底耕耘でありますとか施肥によりまして人為的に栄養塩類を増加させていくというところの実証試験も実施しているところでございます。

1枚めくっていただきまして、18ページになります。次は赤潮対策でございます。

現状、有害赤潮でございますが、閉鎖性水域、閉鎖性海域で発生しやすく、特に瀬戸内海でありますとか九州沿岸域において頻繁に発生しております。

関係府県と連携いたしまして赤潮プランクトンの動向を監視し、その情報を漁業者等と共有し迅速な対応に寄与しているというところでございます。

また、赤潮につきましては、漁業共済の赤潮特約で支援、対応しているところでございます。

課題といたしましては、赤潮を監視するモニタリング体制の構築、赤潮の防除・被害軽減技術の開発でございます。

例えば、①のところでございますが、ICTブイ等を活用し、海洋環境情報の把握、赤潮の発生状況の監視を行い、速やかに情報共有するようなモニタリング体制の維持・強化。

2点目でございますが、赤潮の防除や被害軽減のための技術開発、実装、普及でございます。

下の図の方の真ん中辺りでございますが、モニタリングといたしましては、現状、インターネットのポータルサイト「赤潮ネット」というものを構築しております、漁業

関係者の方々に迅速に赤潮情報を提供するようなサービスを実施しております。

また、右側になりますが、防除・被害軽減技術としまして、一つ、粘土散布によりまして赤潮を凝集させ、沈下させるような技術の開発、普及をしているところでございます。

1枚めくっていただきまして、次19ページの有害生物被害対策になります。

現状でございますが、海洋の生態系を構成する生物の中には、漁業・養殖業に損害を与える野生生物、いわゆる有害生物が存在し、漁具の破損でありますとか、漁獲物の食害などをもたらしているという実情がございます。

特に、北海道周辺でございますが、トドによる漁具の破損等の被害額が、ピーク時の平成25年度には約20億円に達し、その後、減少傾向にあるものの、駆除等には限界があるものですから、被害の根絶はなかなか困難であるという状況がございます。

課題といたしましては、国と地方公共団体との役割分担を踏まえた上で、有害生物による漁業被害の防止・軽減に向けた対策を推進する必要があるというふうに考えております。

また、トドの管理につきましては、漁業被害の軽減及びトドの絶滅回避の両立を図る必要があるため、科学的な根拠に基づく捕獲頭数の上限を設定しておりまして、これを引き続き実施していく必要があるというところが課題でございます。

写真の方で幾つか示しておりますが、図1のところは漁業被害の写真でございまして、例えばトドによる食害でありますとか、大型クラゲが定置網に入網した際の被害でありますとか、ザラボヤと言われている外来種のホヤでございますけれども、ホタテガイ等に付着し、生産性を大幅に下げてしまうでありますとか、ナルトビエイのような比較的回遊性の高いエイでございますが、貝類を大きく捕食しているといったような被害がございまして、それに対しましてトドの回遊調査、ナルトビエイの駆除。写真には記載しておりませんが、トドの捕獲といったところも行っているところでございます。

1枚めくっていただきまして、20ページになります。生物多様性に配慮した漁業の推進と混獲対策でございます。

現状でございますが、今年のG7の首脳会合等におきまして、2030年までに、陸地及び海洋の少なくとも30%を保全又は保護するというところが盛り込まれております。達成手法といたしましては、海洋保護区のほかに、多種多様な取組により保全が図られている区域とされる「その他の効果的な地域をベースとする保全手段」－「OECM」と

呼んでおりますけれども、それが認められているという状況でございます。

生態系への影響を回避するために、地域漁業管理機関、いわゆるRFMO等で措置される海鳥や海亀等の混獲回避の取組ということも重要でございます。

それらの現状に対応する課題といたしまして、海洋保護区でありますとか、海洋保護区以外の保全海域の拡大をはじめ、生物多様性の保全を推進する国際的な議論が高まっていますので、漁業活動に対して規制をかけようとするような動きも強まっているところ、その対策を講じていく必要があるということが課題でございます。

二つ目の混獲問題等でございますが、混獲を回避するための対策を講じ、生態系を維持しつつ、持続的な漁業活動が行えるようにしなければならないということが課題でございます。

左下の方に、G7等の宣言文、右側の方は漁業による混獲回避に関する鳥の保護、鳥の混獲回避技術などを写真として載せているところでございます。

次に、1ページめくっていただきまして、21ページの海洋プラスチックごみと油濁被害対策に移ります。

現状でございますが、海洋プラスチックごみの問題は国内外で高い関心があり、海鳥や海洋生物の誤食でありますとか、いわゆるゴーストフィッシングの問題、あと景観の悪化、あとスクリュー等の絡まりによる航行の影響等が懸念されているところでございます。

今年の6月に、プラスチックの廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進のために、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立したところでございます。

漁業分野におきましては、漁業者による操業中の海洋ごみの回収が進められている一方で、海洋プラスチックごみの中には漁具が含まれているため、海洋プラスチックごみ削減に向けた漁具対策も注目されているところでございます。

油濁に関してでございますけれども、近年、油濁事故による漁業被害の発生は少なくなってきておりますが、油漏れなどを含めた事故は、年間数百件発生しているところでございます。

国や都道府県、民間事業者が連携して、現場で対応する専門家の派遣でありますとか汚染漁具・漁場の防除・清掃活動を支援しているところでございます。

課題といたしましては、①のところでございますが、漁具や養殖用資機材のリサイクルに当たっては、漁具は塩分を含みますし、また付着生物などもあるところでござい

す。また、漁具は金属類や複数のプラスチックで構成されているところがございます。また、生分解性素材を活用するに当たっては、漁具は一定の強度及び耐久性が必要になってきますので、その開発や導入には課題が存在しております。

二つ目の油関係でございますけれども、近年、船舶の油流出だけではなくて、陸域の工場等から内水面に油流出が発生するなど、漁場の油濁事故は多様化しているといったところがございます。

以上のようなところが課題となっているところでございます。

以上です。

○企画課長 では、続いてスマート水産技術の関係をお願いします。

○研究指導課長 スマート水産技術の開発と応用について。研究指導課長の廣野です。よろしく願いいたします。

23ページを御覧ください。水産業のデジタル化というのは、ここにありますように、一つ目は、箱で囲っておりますが、資源評価・管理のデジタル化、それから漁業・養殖業の生産現場のデジタル化、それから水産加工・流通現場のデジタル化、それから一番下、それらのデータ連携の推進と大きく進めていくこととしております。

次のページ以降、中身についてお話しいたします。

次、24ページです。資源評価・管理に関する技術開発と現場実装でございますが、資源評価・管理、これまでもいろいろな形でいろいろなところにデータがあるわけですが、それを国として一くくりにして全体をしっかりと集められるようにしていくというのが観点でございます。一つは、下の図1にありますとおり、各地の産地市場・漁協等の市場の情報を2023年度までに400市場以上を目途に一元的に集約できるような整理を進めているところでございます。こういうことをすれば、この部分にありますとおり、漁獲状況の確認や資源評価への利用、それからTAC管理もよりしっかりと確実に行えると考えてございます。

もう一つは、下の囲みで言うと図2のところですが、ICT機器、いろいろあります。温度を自動的に取ったり、そういうのを活用して標本船から沿岸船のいろいろな海況情報等の情報を収集できるように進めているということでございます。

もう一つは図3のところですが、人工衛星とかだけではなくて、画像解析。ここにありますのは、魚の選別をAIとか使いながら自動的にやる技術を開発しているということでございます。

また、これらとともに、そういう活用、収集したデータを民間でしっかり利用していただけるように考えていきたいと思っております。

課題でございますが、こういう情報について官民でデータの連携・共有・活用していくということで、国だけでなく、民間含めた水産業全体でのデータの有効活用を進めていく必要があると思っております。

次のページ、25ページをお願いいたします。

今度は現場の技術開発のところでございます。御存じのとおり、魚探ですとかソナーですとか、もう戦前戦後ぐらいから水産業というのはいわゆるハイテクと言われていた先端技術というのはずっと活用してきたところでございますし、既に人工衛星情報を活用した水温ですとか、先ほど赤潮の話もありましたが、そういうようないわゆる先端技術の活用というのはいくぶん進んで、ほかの産業に比べても進んでいるところがあるわけですが、最近導入が進んでおりますICT、AI、ロボット技術を活用して、より現場をよくしていこうという取組をやっていききたいということでございます。

下の左側に図1がありますが、幾つか例を挙げてございますが、スマホで漁場予測情報を7日先までの水温・塩分等の予測を提供することができたり、養殖について自動化を含めた高度化のシステムの導入ですとか、下にあるのは定置網で、現場まで行かなくてもどんな魚がどのぐらい入っているか分かるような技術も出てきてございます。これの導入も進んできているところがございます。

そういうことを踏まえまして、図2のところでございますが、いろいろな形で現場実装プログラムですとか、ロードマップも作りながら導入を進めていこうと考えているところがございますし、それに際しては、図3にありますとおり、民間、それから研究機関なんかも含んだプラットフォームの構築が重要と思っております。

課題のところにもありますけれども、それぞれ漁業、全国でいろいろな魚、いろいろな漁法がありますので、漁業現場に合わせたカスタマイズというのは必要となってきますが、それについてベンダーさんとかの規模の大きさとかの悩みがあるということでございますし、画一的にできないので、地域地域で取り組む必要があるというのを②に書いてございます。

26ページでございます。今度は加工・流通の方でございますが、漁業の現場、先ほど流通の話でございましたが、小規模なところも多くございまして、まだまだ紙ベースというところが大宗を占めているし、人手不足も一方で深刻になってきています。

もう一つは、先ほどもお話ありました流通適正化法に必要な法に基づく手続、これをどうやっていくかという現状がございまして、それぞれ課題といたしまして、バリューチェーンと言っておりますが、左側の下の図1にありますとおり、生産、加工・流通、販売・輸出、消費についてどういう技術を使って、どうつないでいくかというのをそれぞれ考えていく必要があると思っておりますし、また下の右にもありますとおり、水産流通適正化法に係る義務についてどう電子化していくかというところも課題となっているというところでございます。

以上です。

○企画課長 続いて漁船の安全関係をお願いします。

○水産業体質強化推進室長 水産業体質強化推進室長の鹿田です。漁船漁業の安全対策について説明させていただきます。

まず28ページですけれども、安全確保に向けた取組についてです。

現状ですが、左側のグラフに死者・行方不明者数の推移を赤色の折れ線で示しております。ここ数年については、毎年100人前後の発生状況ということになっております。

一方、その対策としましては、図2にございますが、漁船乗組員を対象とした安全推進員や漁協や漁業会社の職員を対象とした安全責任者の育成などを行っているところでございます。

課題としましては、優良な対策事例の情報共有など、安全推進員と安全責任者による取組体制を拡大する必要があるとしております。

次の29ページですが、ライフジャケットに関する取組になります。

現状の一つ目ですけれども、平成30年2月から小型船舶のライフジャケット着用義務の対象範囲が原則として全ての乗船者に拡大されております。違反点数の適用については令和4年2月からとなっておりますけれども、下の図1にありますとおり、既に着用率の向上効果が見られているという状況です。

その隣の図2につきましては、なぜライフジャケットが重要なのかということ、ライフジャケットの着用効果のデータを示して説明してございます。

海中転落した際にライフジャケットを着用していた場合は8割が生存できたということに対して、着用していなかった場合については約6割が死亡又は行方不明になっているようなデータがございまして。

現状の二つ目ですけれども、農業や食品産業など業種横断的に安全対策を議論する有

識者会議の設置ですとか、補助事業へのクロスコンプライアンスの導入、作業安全規範やそのチェックシートの策定など、農林水産省の全体の枠組みでも安全確保に向けた取組を進めているという状況でございます。

課題ですけれども、補助事業へのクロスコンプライアンスの導入。具体的にはライフジャケットの着用の要件化でございますけれども、これを拡大すること。事業等の効果を検証しつつP D C Aサイクルに基づく取組を進めることとしております。

次、30ページですけれども、安全確保に向けた技術導入についてとなります。

現状ですが、図1にございますけれども、漁業における労働災害の発生状況が全陸上産業の平均の約6倍、一般船舶の約2倍となっていること。その隣の図2の死者・行方不明者数の内訳では、海中転落が過半を占めていること。また、図3の漁船の衝突等の事故のうち、20トン未満の小型船がその9割を占めていること。そういった実態がございます。

対策としまして、このような実態に即した技術、例えば下の図にございますが、漁業用スマートスーツ、あるいは落水通報システム、スマートフォン向けのA I S、こういった技術の開発・実証を進めているところでございます。

課題としては、これら開発や実証を進めています新技術などの導入を促進することと考えております。

次に、32ページになります。水産物の生産量・消費量の推移と見通しということですが、まず32ページは生産量・消費量の検証となっております。これは、現行の基本計画で生産や消費の数量を含む自給率につきまして令和9年までの目標値が策定されておりまして、この目標値に対する現状の確認ということになります。

魚介類の生産量ですが、食用のみ、あるいは非食用を含む全体、共に目標ラインを下回って推移している状況になります。この要因につきましては、これまでの資源管理が安定した資源の加入が見込まれる親魚量の最低水準を基準にしてきたこと、資源評価やT A C管理の対象が限定的であったこと、気候変動の影響などにより漁獲対象種の分布や資源状況に変動が生じていること、外国漁船による影響を受けているケースがあることなどと考えられております。

海藻類の生産量につきましても目標ラインを下回って推移しております。この要因としましては、海水温の上昇によるノリの収穫量の減少などが考えられております。

三つ目の消費量につきましても、魚介類、海藻類、共に目標ラインを下回って推移し

ております。この要因ですが、共働き家庭の増加などに伴う調理や食の簡便志向、畜肉類との価格面での競合などが考えられております。

33ページですけれども、生産量・消費量の見通しになります。

こちら、趨勢に基づく見通しということになりますけれども、魚介類の令和14年の国内生産量は、326万トンまで減少すると見込まれております。

また、1人1年当たりの消費量については、粗食料ベースで35.9キログラムとピーク時の半分程度にまで減少すると見込まれております。

海藻類につきましては、国内生産量が35万トンまで減少し、1人1年当たりの消費量がピーク時の半分程度の0.7キログラムにまで減少すると見込んでおります。

課題としまして、ここでは次期基本計画における目標設定の考え方ということでございますが、こういった趨勢に加えまして、既に策定・公表されています輸出目標なども踏まえつつ、資源管理など次期水産基本計画等に基づく今後の取組も織り込んだ上で目標を設定する必要があると考えております。

説明は以上になります。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局より説明があった次期水産基本計画の分野別項目の検討について委員の方々に御質問や御意見などを伺いたいと思います。

発言を希望される方は「挙手ボタン」をクリックしてお知らせください。発言者は、重複しないようにこちらで指名させていただきますので、指名されたらマイクのミュートを外すようにしてください。

いかがでしょうか。また、今日は、初めて今日から参加される方もいらっしゃる、そうすると、もうみんなこんなことは議論されて、承知済みではないかと思われるかもしれませんが、みんな今日の話、今日聞く基本計画は今日初めて聞くわけで、スタートラインは同じですので、もし不明な点等ございましたら、それも併せて挙手して御質問などを頂ければと思います。

時間的には、次の休憩まで40分から45分ぐらい取れるのではないかと考えております。

いかがでしょうか。私からは挙手していらっしゃる方がまだ見えないのですが、事務局の方で見られているかなとは思いますが。

関委員、お願いします。ミュートを外してください。

○関特別委員 東海大学の関です。

一番気になったところ、一つだけ発言させていただきたいと思います。

3 ページの、小規模の加工事業者さんの課題、それからその意義について書かれていたところですが、小規模だからこそ、例えばこだわり商品であるとか、その時々
の状況に応じて小回りの利く商品作りができるとか、そういう強みのようなものもある
のではないかなと考えています。そういった個性ある、何というか、小粒でもぴりりと
した事業があちこちに存在しているんです。ただ、そういう活動は実はたくさんあるの
だけども、その情報というのがどこにも集約されていない。このことは一つの課題だと
いうふうに捉えています。

それから、またそういった事業は一つ一つは小さいかもしれないけれども、そういつ
たものが緩くつながり合って課題を共有したり、情報を交換できるような仕組みという
ものが作られていけば、それはそういう小さい事業を支えるための基礎になるのではな
いかなというふうにも考えていますので、そういう仕組み作りも含めての検討というの
ができればと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、ほかにはいかがでしょうか。

川原委員お願いします。その後、中村委員でお願いします。

○川原特別委員 ありがとうございます。初めまして、大洋エーアンドエフの川原と申
します。これからよろしく願いいたします。

○山下部会長 お願いします。

○川原特別委員 ありがとうございます。私の方からは、20ページ目の生物多様性に配
慮した漁業の推進というところで意見がございまして、挙手いたしました。

現在、海洋保護区についてのお話ですとかが非常に盛んになっていると思います。当
社は漁船漁業に携わっている会社として、生物多様性に配慮した漁業の推進は非常に重
要なことと認識しております。ただし、漁業活動に対して規制を掛けようとする動きが
強まっているということに対しては非常に懸念しております。

例えば、海洋保護区が設定されて1度漁場が閉ざされてしまいますと、それが継続し
てしまうようなことを懸念しています。漁場が開かれなくなってしまうということです。

ですので、保全・保護は非常に大事だということは十分承知しておりますが、適切な
資源管理を行いながら漁業者が持続的な漁業活動を行うことができるよう考慮いただい

て、対応していただければと考えております。

ありがとうございました。

○山下部会長 ありがとうございました。

では、中村委員お願いします。

○中村特別委員 すみません、全国漁青連、中村です。

コメントですけれども、資料2の4ページ、市場のコストの部分ですけれども、やはり産地を見ているとだんだん疲弊してきて魚が集まらなくなってきた所には仲買人が集まらなくなり、結局漁業者が大きな市場へ自ら運ぶというようなことも起こっていると感じております。

なので、先ほど事例としてありました効率化というのは、漁業者としては必要になってくるのではないかなと感じました。

それと一つ駄目元でちょっと提案なのですが、水産エコラベルの件です。マリン・エコラベル、MELの件です。まだまだ日本中にそこまで普及していないのかなというふうに率直に感じているのですが。なぜなのかなと思うと、やはり消費者が知らないということが一番大きなことになるのかなと思います。

以前からずっと広報されているわけですけれども、なかなか定着しないというところで、もし可能であれば、我々みたいなちょっと若手の漁業者とコラボして、SNSを使ってもら。漁業者に取得してもらった上で、SNSで、僕たちはこんなに魚を大事に扱っているんだよというようなことをSNSだったり、仲間を使ってアップしていつもらえと、広報費用がなく、しかも全国の浜に展開していくのかななんて、そんな夢をちょっと感じてしまいました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございました。

では、吉川委員お願いします。

○吉川委員 すみません、吉川です。よろしくお願いします。

資料2の14ページ、みどりの食料システム戦略のところで漁具のリサイクルなどが入っているんですけれども、魚だったりカキ殻だったりの残滓をリサイクルして肥料に使ったり、堆肥に使ったり、以前からあると思うんですけれども、そういうところの話も少し入れていただけるといいのかなと感じました。

もう一点なんですけれども、「海洋プラスチックごみ及び」の21ページのところで、

プラスチックであったりというところが入っているんですけども、最近、環境省の方から狩猟の鉛の弾に関するのニュースなんか流れたと思います。漁業においても、釣りなんかで鉛のおもりとか使っていると思うんですけども、そういうところに関して少し取り上げてもいいのかなと感じました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、中川委員をお願いします。

○中川委員 一般社団法人ウオーの中川です。

私から2点です。一つ目が資料2の7ページの課題の①の部分で、各企業などの「CSR活動の一環として」というところに、「CSR」だけではなくて「CSV」の方ですとか、あと「SDGs」も入れた方がいいかなと感じております。

エコラベルに対して様々な企業が取り組むのが重要だと思うんですけども、企業によって、CSRという考え方ではなくて、CSVじゃないと駄目だとか、SDGsに乗せないと駄目だとか、考え方の入り口が異なるところをすごく感じております。こちらをCSRに断定するのではなく、CSVなどいろいろな観点を入れた方が様々な企業様を巻き込みやすいと感じました。

もう一点が、同じく資料2の15ページ、16ページの藻場と干潟の部分なんですけど、こちらの課題の②にそれぞれ書いてある巻き込む対象、「漁業者のみならず、NPO、ボランティア等の協力を得ていく」というところには是非「企業」を入れてはいかがかなと思います。こちらについても、CSRやCSVといった観点で協力したいという企業様はいらっしゃると思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、三浦委員をお願いします。

○三浦委員 全漁連の三浦でございます。

私の方からは、3点ほど意見として述べさせていただきたいと思っています。

まず4ページのところですが、水産物の特性で漁獲量の変動する、そして鮮度保持にも対応するために、産地市場と消費市場の2段階で形成されている中で、ここの②のところ②のところ「卸売市場の役割は引き続き重要だが、多段階流通に伴うコスト増や鮮度保持技術の活用が十分になされていない等の問題がある」と書かれているわ

けですが、この表現だと市場流通の水産物というのはコストが高くて、そして鮮度保持が不十分であるかのように思われてしまうということで、生産者、消費者、両方に間違えたメッセージを発信することになるんじゃないかなと思っているので、修正が必要だと思っているということでございます。

そして、また特に鮮度面について言えば、日本では世界に類を見ない産地・消費市場の2段階流通システムが発達したおかげで大量に水揚げされた水産物が迅速に流通されていて、日本全国どこでもおいしい刺身、鮮魚が食べられて、魚食と生食文化を形成してきたことから、鮮度面については有効に作用していたということも分かっていたと思いますが、こういうことを念頭に置きながら、我が国の市場機能というものも再度改めての評価をしながら、新たな産地市場の機能強化ですとか、それから集約とかしながら効率化等々を目指していただきたい。方向性についてはそのとおりだと思っているというのがまず1点目でございます。

そして、2点目のところは8ページのところで輸出の拡大のところでございますけれども、輸出拡大の目標額というのが水産物では1.2兆円となっている。コロナ禍前の水産物輸出金額のピークで約3,000億ですから、その4倍の数字になっている。特に養殖魚を中心に相当な増産を要する極めてハードルの高い野心的な目標となっています。

そうした中で前回、7月21日の企画部会に、前任の大森の方からも申し上げましたとおり、増産した養殖魚がうまく海外マーケットに行かず、国内に環流してしまえば、国内の価格が暴落をして生産者が大変なことになる。

以前、ノルウェーでは輸出産業として世界の市場規模に合わないアトランティックサーモンというものを増産して、価格が暴落をして、大多数の小規模生産者というものが廃業に追い込まれたというような経緯もございます。その結果、価格が下落したことによって、世界中にサーモン消費というものが拡大をしていくことになるわけですが、沿岸に残ったものは体力がある大規模な生産者、数十社にとどまったということで、産業としては寡占化をしてしまう。

我が国はそんなことがあってはならないと思っていますので、輸出に向けた増産分が国内に環流しないよう、それから暴落が起きないよう、そういう対策、政策というものをしっかりと打っていただき、そしてまた養殖ガイドライン、しっかりと基本計画の中に位置付けて進めていただきたいと思っているということでございます。

そして、最後に3点目のところが15ページの「みどりの食料システム戦略」の藻場の

ところでは、藻場については、新たなCO₂の吸収源としての研究が進められて、「みどりの食料システム戦略」にも位置付けられているわけですが、ノリとかワカメ、コンブ等の藻類養殖も食料として利用するだけではなくて、その生産過程で分解されにくい難分解性炭素を放出して、海底とか深海、そして輸送・貯留されている可能性というものが学者の間では指摘されていることから、我が国発の、我が国が発信するブルーカーボンとしてCO₂吸収源対策の一つとして位置付けていただき、研究等々も進めていただきたいと思いますということでございます。

私の方からは、以上3点でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、高橋委員をお願いします。

○高橋特別委員 海員組合、高橋です。何点かありますので、要約的に申し上げたいと思います。

まず7ページのエコラベルの活用ですが、現状は記載のとおりでございますけれども、生産者と消費者のミスマッチという形で、もう認知度がほとんどないという状況になっています。特に消費者の皆さんが水産物を購入する際に一つの基準として、まず生産国、生産地域、それから生産会社等々をまず確認するというのが一般的な購入の仕方ということになるかと思えます。エコラベル等々、これを見ながら買うという消費者というのはほとんどいないのではないかなというふうな感じがいたします。その辺を今後どのようにするのか、生産者の思いと消費者の購入ニーズが全く合っていないということが、今後の大きい課題の一つです。その辺どうすべきか検討することになるかと思っております。

それから、輸出の方ですが、課題の③の方にも、一番後段の方でございます「関係機関による関与が必要だ」ということですが、これはそのとおりですが反省点として、先ほどノルウェーのサーモンの話がございましたけれども、我々日本人にとっては、サーモンが生で、刺身で食べられるなんていう発想はございませんでした。日本の食文化では焼くか煮て食べる、そういう状況でございました。日本の食文化が一転するようなことが外国から門戸を開けられたということです。ノルウェーは生で食べられると向こうの会社や政府機関の関係者が来て、日本のマーケットで宣伝しながら現在の地位を確立したと、こういうことです。我が国も外国に出て輸出拡大をする際の下支えも必要だということではないのかなと思っております。

それから、10ページの取締り関係ですが、ここの表1なり2なりに順次建造計画が記載をされております。見れば、当然大型化をするということですがけれども、この大型化をするメリットって何なんだろうという質問と、それから今後、大型化をして、この大型化した船をどのように使うのか、この辺がよく理解ができません。

大和堆にしても、我々から見れば、臨検をして拿捕することでもありませんし、ただ、放水をして追い散らかすという程度の話ですから、そういうことでこの大型船の運用の仕方、どうもこの文章を見ますと、外国船よりも国内船の取締りの方に強化を置いているような印象を受けます。そもそも大型化するということが日本のEEZを守るということですから、そういう意味で、どういうことなのかなというような感じがいたします。

それから、藻場と干潟なんですけれども、これまで護岸工事なり、それから港湾関係を造るということで、この藻場・干潟というものを壊滅的に破壊しながら、そういうふうなものを造ってきたという経緯がございます。この藻場・干潟の大切さというのがここ数年の間で注目をされるようになってきて、それは有り難いと言えば有り難いことなんですが、現在の藻場と干潟の浸食というのは地球の温暖化による藻場の喪失というのが大きな問題の一つにあるのではないかなという印象を受けます。ある日突然、藻場が姿を消して、この辺に生息する魚介類が全くなくなるというような状況が再三マスコミを通じて報道されている状況にあるわけですから、今後この温暖化による影響にどう対処していくのか、次の基本計画の中でうたうということも一つの方法ではないのかなというように思っております。

それから、安全の問題ですが、これまでも再三、漁船の海難事故防止の安全対策をかなりやってきました。しかし、毎年100人程度の方々が死亡し行方不明になったというような状況で、労災事故としてはもう看過できるような状況ではないということです。やはりこういう海難事故なり事故が多い仕事ということであれば、ここに若年後継者が入ってこられるような状況ではないんだということを我々も深く反省しながら、今後の課題の中であるように、罰則を設けるなり、厳しい指導が必要と思います。でき得ればそうしていただきたいと思っております。

特にヒューマンエラーでの海難事故が多く、過労による操船のミスというのがいかに多いかということです。船舶職員といえども、漁場に着いて操業作業に入ることになると、甲板員と同等の漁労作業をするわけですから、その漁労作業でくたくたになった後に、また当直をして港に戻ってくる。この間に疲労で居眠りを起こしたり気分が

悪くなったり、そういう状況の中での衝突事故なり海難事故というのが起きています。その辺の改善を今後どうするかということを検討するような状況になっていると思います。これも次期の基本計画の中で何らかの方法で是正をしていくという一つの目標を作っていたらと思います。

私の方は以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、次に野田委員をお願いします。

○野田特別委員 野田です。では、私から幾つか。

まず3ページの加工に関して、加工業者としてペットフードを基本的に同じ工場で作ってはいけないというルールになっていまして、これは厚生労働省さんの方のルールではあるんですけども、加工屋とすると同じ工場人間に向けて食べさせるものと、あとはペットに向けて食べさせるもの、これを同じ工場で作れば生産品として、あとは仕事として増えていくんで、これが何とかならないかなとは思っています。

ただでさえ原料がないところを、その原料を有効に使おうと思ったときに、ペットフードは駄目という今の形を、水産関係の水産加工に関してだけ何とかみたいな形がちょっと考えられればいなと思っています。

次は10ページの、今度は漁業取締りの話ですけども、こちらの方、立派な船を造っていただけという話で、これらに関してドローンと技術者の方も加えた方がよいのではないかと、私は意見として思っています。

次に、21ページの方のプラスチックの処分についてですけども、私は八戸でこれに関して漁業者とずっと話をしていて、要は海で引っかかって出てくるいろいろなプラスチックごみ、漁網、そういったものを持って帰ってくると自分たちで処分しなきゃいけないということで、八戸港で環境省さんのお金を使わせてもらってます。この予算が県単位で余り大きくないものですから、これを八戸港としてきちんと取れないと、海に捨ててきた方が楽だという話のままです。これについて幾つか考えていきたいなと思っています。

次に、25ページの下の方にあります漁場予測情報に関して、これらの研究をしている大学の先生たちと話をしていると、北太平洋でも衛星からの情報等々含めて大体この辺に魚が湧く条件がそろっているというのは分かるんですけども、実際行ってみると魚がない。何でかという、周りの魚がそこにプランクトンが湧いていることを知らな

いからという話でした。そこに船が行ったところで魚が獲れなかったら意味がないという話で、従来ある漁場予測情報に加えて、各船が持っている魚探の情報を生データで集約をして、大体どの辺にイワシの大群がいるとか、あとはその下にサバの大群がいるだとか、あとはどこにイルカだとかコクジラの大群がいるだとかというデータ、生データで集めてきて、大体この辺にこんな感じだということを集められれば、もっと有効な漁場予測情報になるのではないかなと思っています。

最後に、29ページのこちら、安全確保に関してですけれども、ライフジャケットを付ければ助かるという話ですけれども、東日本大震災を経験した人間からすると、例えば亡くなったとしても、その御遺体がどこにあるか分かるような仕組みのライフジャケットの研究をしていただきたいなと思っています。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、窪川委員をお願いします。

○窪川特別委員 窪川です。

私からは、資料の15ページから19ページ、18ページですか、までのところですよ。

申し上げたページで共通しているところは、藻場・干潟、それから栄養塩、赤潮等々、観測とか調査が中心になって、そのデータを基に対策を立てるところだと思います。そのデータを取るところも、既に他省庁で走っているプロジェクトとか、個人の研究とか、多数あると思います。なので、水産庁の視点を持って、そのような調査・観測のデータとか、研究プロジェクトとかも取り込む姿勢があるといいと思いました。

その場合に、多様な分野の専門家は、意外に盲点もある可能性がありまして、例えば、赤潮プランクトンの研究でも、動物生理学の研究室でプランクトンの鞭毛の研究をして、赤潮のようにプランクトンがなぜ集まるのかという研究をしている、基礎研究をしているところもあつたりします。

目的は水産漁業ですけれども、データの視点はなるべく広く持つとよいと思いました。

それから、今の15ページから17ページ、あるいは18ページですけれども、短期と中期の目標設定が重要になると思います。

2030年のSDGsの目標達成年とか、基本計画の切り替わりとか、長期になりましたら、2050年ですとか、そういった目安がありますけれども、その辺を具体的にするといいと思いました。

藻場とか干潟に関しても、「ブルーカーボン」というキーワードが効いてくるので、水産庁としてどのように取り組むかは今後、海の海藻とかその他、ブルーカーボンに関する海洋生物に対して、強い意見を持っているとよいと思いました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、田辺委員をお願いします。

○田辺委員 主婦連合会の田辺です。よろしくお願いします。

14ページの「みどりの食料システム戦略」の中の「調達」の中の「養殖業」に「人工種苗による完全養殖」とありますけれども、天然資源の回復効果もある「栽培漁業」というのは入らないのでしょうか。これが第1点です。

次に、21ページのところに「油濁事故」とございますが、写真で取り上げているのは工場からの流出ということで、これは工場排水になるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

油濁事故といいますと、船舶の座礁や沈没事故に伴う油の流出というのを思い浮かべてしまうのですが、Ⅷに関しましては、海洋環境保全として立てたらいかがかと思えます。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、結城委員をお願いします。

○結城特別委員 フリーアナウンサー・健康ジャーナリストの結城未来です。今期もどうぞよろしくお願いします。

私の方からは2点ございます。

まず、21ページの海洋プラスチックについてです。

こちらは世間の関心が非常に高いと思います。私は今、大手の素材メーカーさんとかかなりやり取りをさせていただいて、この海洋プラスチック問題の件も意見交換をさせていただいているんですが、正直申し上げて、漁具がこのプラスチックごみに関わっているという意識が非常に低いと感じております。しかも素材メーカーさんに限らず、世間の意識の低さも気になっております。

ですから、実際漁具による割合はこれぐらいで、それがどういう影響を与えているかという情報をもう少し整理していただければと思っています。レジ袋やペットボトルな

どの生活上のプラスチックごみが何割ぐらい、漁業に関わるものはこれぐらい、漁具の中でも網に関わるのがこれぐらいと整理していただくと、もう少し世間の危機意識というのが高まって、それがひいては、なかなか開発が進まないと言われている改良につながりやすいと思っております。改良に手を挙げてくださる企業さんが増え、研究が進みやすい状況にもっていくためにも、この辺りの情報を整理して危機感をあおっていただくのはいかがでしょうか、というのが一つの御提案でございます。

それからもう一点、14ページになります。カーボンニュートラル、カーボンリサイクルについてです。

この14ページの3番目に1行、カーボンニュートラルの取り組みについて挙げていただきました。実際、このカーボンニュートラル、カーボンリサイクルについては非常に関心が高く、来月も国際会議が開催されます。私も会議に出席させていただく予定ですが、その際に国際的にも水産業の取組に関してどの程度関心があるのかという点を探りたいと思っております。

今、こちらで見ると、この1行と、あと先ほどもありましたようにブルー……、すみません、この15ページですか、にも載っていたようなお話ぐらいで、もう少し整理したような内容があるといいなと思っております。

各企業では、カーボンニュートラルに向けて道筋をきちんと立てて次々に発表しているのですが、同様に整理して発表できるような状態にしていけないと、「水産業はやっているの？」というふうに思われてしまうのは残念なところですので、この辺りを整理して、きちんと世間に示せるような形にさせていただければと思っております。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

今挙手されている方が見当たりませんが、よろしゅうございますでしょうか。

私からも少しだけあるので、少しだけ申し上げ……、今どなたか。深川英穂委員、お願いします。

○深川（英）特別委員 私は3ページの加工と4ページの流通に関わりますが、3ページは、加工にとっての不足とは原材料不足、経営体力不足、人手不足とありますが、これらを解決する方法の一つとして、今巷でも進んでおります急速凍結技術の更なる開発の必要性を表記頂ければと思います。凍結技術開発に関しては人手不足と原材料不足を補い、漁船漁業等の豊漁時の価格暴落の解消にも期待ができます。輸出に関しては、物

理的距離の緩和と品質維持を埋める最高の技術ではと思っております。

今世の中にいいものが開発されてはおりますが、高価すぎて中小がなかなか使いづら
いので、国の更なる支援をよろしく申し上げます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、永沼委員、挙手されていると思いますが、いかがでしょうか。

○永沼特別委員 水産新聞協会の永沼です。

1点だけお伺いしたいんですけれども、「消費の拡大」という項目のところで、課題
として、魚食推進のため、学校給食等での取組を促進することとありまして、その一例
として、講習会、料理講習会とか開いていらっしゃるというんですけれども、これまで
実態としては、やっぱり学校給食というのは低予算ということがあって、余り生産者に
とっては魅力のある市場じゃなかったんです。実際、やってみよう、やってみようと思
いながらも、なかなか予算と合わないということで、魚食というのが取り上げられな
かったという実態があると思うんです。

それが、このコロナ禍において高価な魚種だとかが、要するに滞留在庫が増えた結果、
その滞留在庫を学校給食で使用するという実例が様々なところで出ております。

例えば、静岡で学校給食にウナギを58万食提供したとか、そういう具体的な例があ
るので、実を言うと、魚食推進という意味では、まあ、こういう言い方はあれですけれ
ども、コロナ禍の今というのは絶好のチャンスじゃないかと思うんです。ですから、今
のチャンスを有効に利用して学校給食等に提供するような支援、具体的には金銭的な支
援だとか、そういうものというのはいかならないかなということをお伺いしたいです。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

今挙手されている方がいらっしゃるから、私からちょっとだけなんですけれども。

29ページのライフジャケット、88%の人が付けているということは、残り12%なので。
まあ、水産庁さんの目標は100%かもしれないけれども、一般的に100%というのはな
いと考えると、あとはこの残り12%はどんなにキャンペーンしても、もう聞かない人だ
ったら、もう接触をするコスト・ベネフィット、余りないんじゃないかなとちょっと思
うんです。ですから、今の水準を維持するというのが新しい施策ではないかなと少し思
いました。

それから、あと19ページ、これも余計なことかもしれないんですけれども、「有害生

物」という表現なんです。ずっとそれを使ってきたと思うんですけども、人体に有害だったりするものは「有害」と言ってもいいと思います。毒キノコみたいな感じの。だけど、人体にじゃなくて、漁業経営に対する有害なんです。でも、今生物多様性とか生態系の時代ですよ。そのときにせつかく生まれてきて生態系の一部に組み込まれているものを「有害」と呼んでいいのかなという。例えば「損害」ぐらいにするとちょっと軟らかくなるんじゃないかとちらっと思ったもので、提案いたしました。

それでは、今から、質問いただいたことについては水産庁の方からお答えいただきたいと思います。

それから、いろいろコメントいただいたことについては、これはこうですっていろいろおっしゃりたいと思うんですけども、頂いたコメントを大事に検討して、それから既に水産庁でもうやっていることもあるんだというのも説明したいと思うんです。それももう分かっているので、何か文書か何かで後で一覧表にまとめていただければと。そんな感じでいかがかなと。でも、質問が、例えば田辺委員とか、今永沼委員からもありましたので、質問にはお答えいただければいかがでしょうかと提案したいんですけども、よろしいですか。

○企画課長 では、各課長から一応答えますけれども、質問中心に答えて、あとは簡潔に答えるということで、建制順に簡潔に、まず私の方から答えたいと思います。

私の関係は水産エコラベルの関係と安全の関係で御意見などを頂きました。

中村委員、中川委員、高橋委員から水産エコラベルの御意見等を頂いています。今、エコラベルの取得に向けてコンサル費用を支援して、ちゃんと取得できるようにということをやっているんですけども、今後、企業を訪問したりとか、漁業者とか、いろいろなイベントとかとコラボレーションしていきながら浸透していきたいと思っていますので、是非良いお話がございましたらコラボさせていただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

安全対策については、先ほど高橋委員からお話ございましたけれども、安全対策を確立していかないと、新規就業者が入ってこないという問題があるので、安全対策をしっかりとやっていかないといけないと思っています。山下部会長からおっしゃっていただいたとおり、100%にするのはなかなか難しいんですけども、原因をしっかりと分析して対策を考えていく必要があると思っています。ご意見をふまえてしっかりとやっていきたいと思っています。

以上でございます。

○加工流通課長 私から加工流通の関係で簡潔にお答えをします。

まず関委員の方から3ページ目のところに関して、加工事業者の小粒だけれども、ピリッと効いた取組をやっているところがあるという御指摘を頂きました。そのような取組も重要だと思います。現在、将来に向かってそういう優良な事例を作っていくという事業を行っておりますが、既存の良い取組も整理をして、今後それを広めていくという検討を行いたいと思っております。

また、4ページに関して三浦委員から、卸売市場のちょっとマイナスに見えるような書き方をしているというお話を頂きました。この点、マイナスに見えないように表現を工夫したいと思えます。

野田委員の方から、3ページ目に戻りますけれども、ペットフードと同じ工場で作ってはいけないという厚労省の規制の撤廃というお話がありました。これは水産庁というより、食品衛生、食品安全の観点から厚労省が規制されているものだと思いますので、そういった御意見があったということは厚労省の方に伝えていきたいと思えます。

深川委員から同じ3ページで、冷凍技術というのも一つ重要な話ですよというご意見がありました。これもどこかしかるべきところに付け加えるように修文を検討したいと思えます。

最後に永沼委員から消費拡大、6ページに関して学校給食において、正に今コロナ禍がチャンスというお話もありましたが、これはコロナ関係の補正事業で、学校給食に出す際に支援をするという既存の取組がありますので、これは質問に対する回答ということでお伝えします。

以上です。

○資源管理部長 高橋委員から取締りに関して御質問いただきました。大型化するメリット、あるいは取締船の運用の話でございますけれども、これは外国漁船も随分昔と違いまして大型化しております。そういった中で、荒天でもしっかり向こうも操業しておりますし、こちらも取締りをしていくということで、やっぱり対外国漁船との関係ではしっかり大型化をして、荒天の中でも取締りをする、あるいは、外国漁船の排除だけではなくて、公海での洋上臨検というものが最近は行われておりまして、そういったものにも対応していくためには、しっかりした取締船を配備する必要があると考えております。

密漁対策の部分は、国内における違法な操業の話ですので、その資料だけは国内の密漁対策のように書いてあるということでございます。切り分けて考えた方がいいかなと思っております。

あと取締り、ドローンの技術をとということで野田委員から御指摘を頂いております。実際に実行可能性については担当の職員が試験的な運用というんでしょうか、そういったものを視察しに行ったりしておりますので、今後可能性があればしっかり導入して、効率的な取締りに当たっていきたいと思っております。

以上でございます。

○参事官 輸出について三浦委員から御意見がありました。要は養殖の増産した魚が輸出ではなくて国内に環流して価格の低下を招くのではないかという御指摘ですが、これについては輸出の促進策、これから本格的に始まりますけれども、まずはコンセプトとしてマーケットインの発想で、まずは輸出先の市場開拓、市場を調査する、そういったところである程度の輸出増を見込みながら計画的に輸出を増産図っていくということです。結果的にいろいろ不測の事態が起きて環流するということにつきましては、輸出促進を図る段階で関係者とも、これから新しく団体を組織化しますので、こういった価格を維持する施策、幾つかありますけれども、関係課ともいろいろ協議しながら全体として検討していきたいというふうに考えております。

あと高橋委員から、ジェットロ等の関係機関との連携、ノルウェーについては日本の食文化を変えるような取組をしていたということですが、これにつきましても輸出の施策に関しましてこれから新たな輸出を促進する団体を今組織化している途中ではございますけれども、こういった団体を通じて、ノルウェーが行っていたようなことも念頭に置きながら海外の市場を開拓する努力を官民一体となって取り組んでいくというふうに考えております。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長です。

田辺委員の方から14ページですけれども、「調達」のところにある「人工種苗による完全養殖」ということで、この部分に「栽培漁業」は入らないのかという御質問があったと思います。

栽培漁業につきましては種苗を作るところまでは養殖と一緒にあるんですが、その後、栽培漁業については天然海域に放流するというので、天然海域との関係が出てきます。そういうこともあって、資源管理の一環として栽培漁業、評価もしながら、

効果も評価しながらやっていくというふうに位置付けておりますので、結論としては、みどりの戦略で言っているところには入ってこないということです。

人工種苗による完全養殖については、念頭に置いているのはブリとかクロマグロとかニホンウナギということなんですけれども、これら天然種苗、天然で小さなものを獲ってくる場所に始まって養殖に行くというふうになっていて、かなりの部分が天然種苗に依存しております。これを人間が全部くるっと回す、親から子供まで全部回すという人工種苗を作ることによって、その後は養殖ですから生け簀の中に行くということになります。そうなってくると天然海域との関係、天然資源との関係が切り離されるということになりますので、そういう意味でここでコンセプトに掲げている環境負荷軽減ということに栽培よりもよりヒットするというので、養殖ということの中でこの中に位置付けているということが大きな理由です。

以上です。

○研究指導課長 研究指導課長です。

燃料電池の件は、前回のこの部会でも「みどりの戦略」について概要を御紹介いたしたと思いますが、その中で2040年までにモデル船を造れるような形ということで将来的なスコープも含めて計画立ててやっております。難しい課題もいろいろありますが、しっかり進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。質問を頂いたことについては、これでお答えを全部頂いたかなと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

そうすると、ここから休憩を10分間取りたいと思っております。3時半までにはまた再開したいと思っておりますので、10分後にお戻りいただけますように、お願いいたします。

(休憩)

○山下部会長 お待たせしました。気が付いたら、もう30分になっていましたので、再開させていただきたいと思っております。皆さん、お席に着いていらっしゃるでしょうか。

次の議題は、令和3年度水産白書の作成方針等についてでございます。

事務局より、説明をお願いいたします。

○企画課長 企画課長の河村でございます。資料3を御覧いただければと思います。

「令和3年度水産白書の位置づけ」ということでございますけれども、白書については、水産基本法の10条に基づきまして、政府が毎年閣議決定した上で、国会に提出することになってございます。例年、大体5月の下旬ぐらいから6月ぐらいにかけて提出す

るというタイミングでございまして、内容は、例年どおりでございすけれども、3部構成になっております。3部構成の中でも大きく二つございまして、一つは①にございすけれども、「令和3年度水産の動向」ということとございす。二つ目は②と③でございまして、これは「水産施策」と呼んでいすけれども、「令和3年度に講じた水産施策」と「令和4年度に講じようとする水産施策」という大きく二つ、三つに分けてございす。

作成方針でございすけれども、まず(1)の「水産の動向」につきましては、白書は国民に対して情報提供する重要なツールでございすので、①に書きましたが、「分かりやすい」ということを旨として、写真ですとか図表ですとか用語の解説ですとか、こういったことを用いながら、簡潔かつ平易な記述といたしたいと思っております。

②は特定のテーマについて掘り下げた分析を行う「特集」というものを設けたいということとございまして、③は一般的な情勢というのを分析する一般動向編というものを設けたいということとございす。

②の特集につきましては、「構成」というところの①にございす。今年は特集を二つ設けたいと思っております。一つは、先ほど来、御審議いただいております新たな水産基本計画、すなわち10年程度先の水産の施策の基本的な方針を定める計画についての概要について記述したいと思っております。

二つ目はコロナ関係でございす。新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行してございまして、まだ影響を及ぼし続けているという状況の中でございまして、食の需要の変化とか、そういった影響を受けてございすし、変化に対応する動きみたいなことも出てきてございすので、こうしたことについての特集を記録・分析したいと思っております。

次のページ、2ページ目をおめくりいただきまして、続いて、一般動向編でございすますが、これは例年どおり第1章から第6章まで構成を以下のとおりにいたしたいというふうにしてございす。

需給・消費をめぐる動き、水産業をめぐる動き、水産資源と漁場環境の動き、国際情勢、漁村関係、東日本大震災からの復興という構成を考えてございす。

(2)は二つ目の「水産施策」というものでございまして、これは「令和3年度に講じた水産施策」と「令和4年度に講じようとする水産施策」につきまして、今水産基本計画を進めてございすけれども、項目立てを整理したいと思っております。

今後のスケジュールでございすけれども、3に書いてございすますが、今のところ、

例年どおり、5月下旬の閣議決定を目指して作業を進めたいと思っております。水産以外に農業関係、林業関係と食育関係の白書がございますので、これらと並行しながら作業を進めていきたいと思っております、「水産の動向」と「水産施策」に分けて、下の表に書いてございますとおり、5月下旬に向けて、本日でございますけれども、特集テーマとか作成方針とか作成スケジュールの御審議を頂いた上で、12月頃に骨子案の審議、2月上旬頃に一次案の審議、4月上旬頃に二次案の審議というのを「水産の動向」の方でやりまして、「水産施策」につきましては2月頃に骨子案の審議、4月上旬頃に水産施策の諮問・審議ということをしていただきまして、5月下旬頃の閣議決定・国会提出・公表を目指してまいりたいと現時点で考えております。

次のページが別紙1でございますけれども、先ほど御説明した特集、2種類の主な構成案でございます。

「新たな水産基本計画」につきましては、水産基本法ができてから、これまで4回、水産基本計画を作っておりますけれども、この四つの水産基本計画の主な内容について整理してお示ししたいと。あとは現在御審議いただいております「新たな水産基本計画」につきまして策定の経緯ですとか、概要ですとか、自給率の目標というのも今後決めていくこととなりますので、そうしたことを記述していきたいと思っております。

特集2は「新型コロナウイルス感染症による水産業への影響と対応」ということで、需要面、供給面、水産業における対応という3点構成で考えてございます。

その後ろに付いてございますのは、「これまでの水産白書の特集テーマ」でございまして、例年、大体テーマ1個に、特集を一つに絞っておるわけでございますけれども、今回ちょっと欲張って二つやってみたいというふうに思っているところでございます。

私からは以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明に対しまして委員の方々から御質問、御意見等を伺いたいと思っております。

発言を希望される方は「挙手ボタン」をクリックしてお知らせください。発言者はこちらから順番に指名させていただきますので、その後、マイクのミュートを外して御発言お願いいたします。

それでは、どなたでも。いかがでしょうか。今御発言。「挙手ボタン」が今は見当たりませんが、いかがでしょうか。

それでは、皆さんが考えていらっしゃる間に、私から1点です。

特集1なんですけれども、これまでの基本計画の内容を比較検討するというのは、私もそれは是非拝見したいと思うんですけれども、今日も今後の目標、これから10年の目標というのが最後の方で少し示されていますけれども、これを示して、そしてそれを検証する。実際どうなったかということを検証すると、割と、何というのか、反省点が非常に多いことになってしまうんじゃないかというふうに思うんです。平たく言うと、やぶ蛇みたいな感じにならないだろうかという気がしてなりません。

特に水産物の消費の低迷。供給の方もそうなんですけれども、供給力については地球温暖化とか、気候変動とか、そういう外的な要因があるのでいかんともし難いと言いやすいんですけれども、需要の方、これは目標に達しなかったことをこれ4回繰り返すことになってしまうんじゃないかということがちょっと懸念されると思っております。

それから、特集を二つ立てられるというと、事務局の方は大変お忙しいんじゃないかと。これは余計な心配でございますけれども、基本計画も作っていらっしゃるし、コロナの対応もしていらっしゃるところで大変かなと思うんですけれども、それについては一つ質問で、水産業、実は昨年というか、この間終わった白書のときも、コロナ対応のことを特集でやったらどうかというような意見、結構たくさん頂いたんです。去年やらないで今年するのは私はいいいと思うんですけれども、ほかの、例えば農業とか林業とか、そういうところがどういうふうになっているのかを教えていただければと思います。

以上です。

ほかにはいかがでしょうか。

窪川委員と関委員が見えましたので、窪川委員お願いします。

○窪川特別委員 ほかに挙手がなかったので手を挙げさせていただきました。

私も同じようなことを感じたんですけれども、特集二つ、特にアフターコロナ、ウィズコロナでも、分量的にも内容的にも一つの特集を作るのは難しいので二つの特集になったのかなと推察をしたところです。けれども、新たな水産基本計画には期待するところであり、今までの基本計画の総括を全部する必要について気になったところです。

整理をして、四計画のそれぞれの何を抽出するか、あるいは軽重をつけるかということが今後重要になると思いますので、新たな水産基本計画をバックアップする整理を期待します。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、次に関委員をお願いします。

○関特別委員 ありがとうございます。私も皆さんと同じような思いがありますが、今だからこそ、この二つのテーマ、どっちもやらなきゃ、やりたいという感じは分かる気がします。、やはりそれぞれ重要なテーマなので、そこに掛ける力も膨大になると思いますけれども、濃いものを二つ特集していただければと思います。

特に私は特集2の方に非常に興味を持っておりまして、正にまだ渦中なので、これからも更に変化していくのだと思いますが、コロナで変化したこととか、収まっていくのか一まあ、期待したいところですが、収まってきた後にそのことが定着していくのか、さらに変わり続けるのか、あるいはまた前に戻る部分というものもあるのかもしれないし、そういう辺りの整理をきちんとしながら論じていただければと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、高橋委員をお願いします。

○高橋特別委員 特集につきましては、この内容でよろしいのではないかなと思っております。特に2の方のコロナ関係です。影響はこれまで皆さん経験をしているわけですから、むしろ今後の対応ということがどのようになっていくのか、どういうふうにするべきなのかという。先ほどもちょっとありましたけれども、アフターコロナをどうするのかという、こちらの方がちょっと苦慮するのかなというような印象を受けております。

ついでにということで一般動向編の方のお話を若干させていただければ有り難いんですが、地球の温暖化によってかなり、海底の方も含めて大きい影響を受けている訳ですから、その辺の写真を入れていただくだとか、余りにも影響の大きいところを掲載していただくとか、何らかの工夫をしていただきたいと思います。

特に沿岸の方の和歌山県の串本の付近だと思いますけれども、ヒジキの産地があって、1年でヒジキが全滅をしたという、全く海藻類が見えなくなったというような報道もありましたので、でき得れば、そういうところを取り上げて、現在の海洋変化というものを掲載していただきたい。当然魚類についても、サンマやサケ・イカにしても、まだ収まっているわけではございませんので、これらについても大きくページを割いて対応していただきたいということです。

それから、もう一点はクジラ関係ですが、現在行われている商業捕鯨については従来

どおりの掲載でよろしいのですけれども、もう一方、クジラと人間の接触ということですか、太地町で現在行われているくじら公園があって、カヤックに乗って、クジラと子どもが楽しめるというような大規模な取組も行っておりますので、それらも取り上げていただければ非常に有り難いなというように思っております。

私の方からは以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、三浦委員をお願いします。

○三浦委員 全漁連の三浦でございます。

私の方からですけれども、今回、特集を二つにするというのは、こんな御時世でございますので。それと国民目線から考えても、今回二つあるということは非常にいいことではないかなと思っているということでございます。

そして、また特に特集2のところでは水産物消費というのは、やはり水産業の正に一丁目一番地の部分になっていると思っておりますので、特に(3)のところでは先ほど永沼委員の方からもありましたとおり、このコロナ禍を経て、家庭内における消費ですとか学校給食ですとか、魚食の推進について様々なチャンスも生まれてきているという中におきまして、ここの特集、非常に重要になってくるのではないかと思いますので、「新たな生活様式」に対応した中で今後の対応策、そういうものが見えるような特集にしていきたいと思っております。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、佐々木ひろこ委員をお願いします。

○佐々木(ひ)特別委員 一般社団法人Chefs for the Blueの佐々木ひろこと申します。皆様、よろしく願いいたします。

私どもは料理人の団体なんですけれども、私の本業はフードジャーナリストでございます。

今回の特集の構成案ということで、私ふだん、雑誌の特集などを日々こなしておりますので、これ1特、2特と業界で言われているような位置付けになるのかなというふうに思っておりますが。

この特集1と特集2の対象となる発信対象先が、ちょっと微妙に異なるのかなという印象を受けております。というのは、特集1は広く国民全員が知らなければいけない内

容だと思えます。今水産庁さんがどういうふうなことをやっていらっしゃるのか、この水産基本計画の重要性というものを国民全員が知らなければ水産改革がなし得ないと思えますので、水産知識のできるだけ少ない方々向けの、分かりやすい記載をしていただけるとすごくいいなと思えます。ふだん私が発信する際においても、皆様、本当に御存じないことが多いので、絶対にこれは知っていただかなければならないと思っております。

逆に特集2に関しては、先ほどどなたかの委員の方がおっしゃっていましたが、オンゴーイングの、今継続中の問題に対する対処のヒントになる内容であるということで、主に水産業や流通業、つまり水産に関わる方々に対する特集になるのかなという印象を受けております。

ですので、先ほど申し上げたように、どういうヒントがあるのか、どういう対応をすればいいのかということ、もう既に考えていらっしゃるとは思いますが、記載していただければなと思えました。

私からは以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、川原委員お願いします。

○川原特別委員 川原です。今回このような特集1・2というのを取り上げてくださりまして、非常に興味深く拝見しました。

まず特集1の方ですが、先ほど、これまでの水産基本計画の検証を行うというお話もあったかと思いますが、その時期その時期において重要となるテーマというのは変わってきていると思えます。その変遷が分かるような構成にさせていただいて、これからどのような方向に向かっていくかというのが示されると非常に興味深いのではないかと思います。

そして特集2の方ですが、コロナウイルスの水産業への影響と対応。まだなかなか収束も分からない状況ではありますが、どのように対応してきたか、どういったことが問題であったか、そしてどのように変えていくことが将来につながるかといったことを我々水産業界の関係の人たちだけではなく、広く皆さんに知っていただくということはいろいろな業界の方にとっても役に立つのではないかと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、大瀬委員お願いします。

○大瀬委員 一般社団法人日本糶文化協会の大瀬です。今回の特集の件でコロナウイルスの件もありますが、やはり免疫力を上げるということ、発酵と魚というのは古くから日本人の健康を守ってきたものでもあるので、その辺のことも含めて、食育ということでも未来の子どもたちに伝えるべき提案や、食育というのを何かの形で入れていただけたらと。

自らの免疫力を上げる、そこに魚が有効である、それによって消費者の意識が魚に向くというような、形にもできたらなというふうには思っております。

コロナ禍の今、単純なことではないのですが、是非、組み込んでいただきたいと思えます。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいま様々な御意見を頂きました。何か事務局の方からお答えなどありますでしょうか。

結城委員から今手が挙がったようですが、結城委員いかがですか。どうぞ。

○結城特別委員 すみません、1点だけよろしいでしょうか。

東日本大震災の項目も作っていただいていますけれども、御存じのように福島原発の処理水について、正式に海洋放出が発表されました。そのことについても記述されると思います。その際に簡単にではなく、これぐらいのレベルだったら安全であろうという議論を重ねてきた末での結果であるという経緯を示し、水産業界の皆様にも消費者の皆様にも安心していただけるような内容をコラムという形で作っていただければと思っています。

以上です。それだけ希望させてください。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、今種々御意見を頂きましたけれども、事務局から何かお答えがあれば簡単をお願いします。

○企画課長 企画課長でございます。ありがとうございました。

特集の関係は、大変御心配いただいていること、よく分かりました。感謝いたします。めり張りをつけて対応したいと思っております。

水産基本計画の部分につきましては、新たな基本計画を毎回作る度に検証をした上で

行っており、今回も既に企画部会で検証させていただいておりますけれども、それを全体として整理してみるということをやってみたいというふうに思っているところでございます。

新型コロナの関係は、正に今オンゴーイングでございまして、いろいろな動きがございますけれども、農業と林業は実は去年、白書の中で整理されておりました、我々水産だけがまだきちんと書いていなかったところがございますので、今年こそは、変化の途中ではありますけれども、新たに見えてきている部分もございますので、特集で組みたいということがございます。

そのほか、温暖化の影響のお話ですとかクジラのお話ですとか、食育のお話とかございました。食育も食育白書というのがございますので、そことのすみ分けとかがございますけれども、東日本大震災の話も含めて検討いたしたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、白書の作成方針等についてはこれで終わって、次に報告事項にまいりたいと思います。

「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」の策定について、事務局から報告をお願いいたします。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長です。

資料4を御覧ください。「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」の策定についてです。この基本方針、長い表題になっておりますが、いわゆる「栽培漁業基本方針」と言われているものです。

1ページの「1 経緯」のところにありますように、沿岸漁場整備開発法の規定に基づいて作成する基本方針でございます。

作成に当たりまして、水産政策審議会の委員の御意見を伺うこととされております。

基本方針は、おおむね5年を1期として定めることとされておりました、平成27年に策定し、平成29年に期中で改定した現行の第7次の基本方針が今年度末で期限を迎えることから、新たな第8次基本方針の策定を今後検討していきたいと考えております。

内容につきましては、「2 基本方針の内容」の①から③のところに記載してございます。水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本的な指針及び指標、技術の開発に関する事項、その他重要事項です。

参考まで、現行の基本方針の概要を2ページ以降に添付しておりますので、後ほど御覧ください。

3のところにあります。今後の検討スケジュール（案）ということですが、令和4年2月の企画部会において骨子案について御意見を頂き、令和4年5月の企画部会において基本方針を審議していただきたいと考えております。令和4年6月頃に公表するという予定で進めていきたいというふうに考えております。

なお、指針の検討に当たりましては、有識者の方や、あと実務をやっている県の栽培漁業担当の方々などに御意見を伺う予定としております。

報告は以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き水産政策審議会の議事規則の改正について、事務局から報告をお願いします。

○加工流通課長 加工流通課長の五十嵐でございます。

資料5を御覧ください。水産政策審議会の議事規則の一部改正についての御報告です。

先ほども少し御説明をさせていただいておりますが、水産流通適正化法の制定に伴い、議事規則の改正案を本日の総会で協議させていただき、原案のとおり議決されましたので、その内容について御報告いたします。

企画部会の関係としては議事規則第11条を御覧ください。併せてこの3ページ目を御覧いただければと思います。

水産流通適正化法は昨年12月に公布されたところです。この法律は、主にIUU漁業の撲滅を目的としておいて、国内において違法かつ過剰な採捕が行われる魚種、これをこの法律において「特定第一種水産動植物」と呼んでおりますが、それについて漁獲番号等の伝達や取引記録の作成・保存などの義務が掛かるところです。

また、一方、輸入に関してですが、国際的にIUU漁業のおそれが大きい魚種、これをこの法律で「特定第二種水産動植物」と呼んでおりますが、これについては輸入時に外国の政府機関等発行の証明書の添付義務を規定しています。

この法律の第2条第6項に基づき、規制の対象となる特定第一種水産動植物、それから特定第二種水産動植物を省令で定める際には、あらかじめ水産政策審議会への諮問が必要となっているところです。

このため、この当該事項を企画部会の調査審議事項として、こちらの第11条第2項に

追加すること、さらに、同じ条文の第3項に追加をして、こちらの企画部会の議決をもって審議会の議決とすることについて定めさせていただいて、この改正案で総会の御了承を頂きました。

私からの御報告は以上となります。

○山下部会長 ありがとうございます。

今二つの、資料4と資料5のことですけれども、説明いただきましたけれども、この点について何か御質問等ございませんでしょうか。

もともと質問を受ける形ではないんですけれども、何か余り聞き慣れない話なので、しかし、後日この企画部会で審議に掛けられるということですので、今の間にもし質問があれば。

私、実は一つあるんですけれども、この適正化法の内容からして企画部会で審議するのでいいのかなという気はするんです。この魚種については特定第一種、これを第二種にするということなんですけれども、例えば総会事項であるとか、ほかの分科会なりというのが適切ということはないのでしょうか。何で企画部会なのかなということをちょっと疑問に思いましたけれども、どうですか。

○加工流通課長 ほかの部会で例えば、資源管理のこと等の審議をされておりますが、流適法の魚種指定については、生産者のみならず、広範な水産関係者に影響を与えるものであることから、広域的な見地から審議すべきであるため、こちらの部会でお願いしたいと思っております。

○山下部会長 分かりました。魚種がいろいろこれから出てくるのかなと思いますので、心して。

○加工流通課長 この魚種指定に当たっては、またこれお諮りするときに詳しく御説明を差し上げようと思っておりますけれども、法律に関連して策定した指定基準とそれに基づく指標に照らして対象魚種をご審議頂くことになります。

○山下部会長 分かりました。

今高橋委員から手が挙がっているようですが、高橋委員お願いできますか。

○高橋特別委員 高橋です。1点教えていただきたいのですが、第二種の方ですけれども、これによりますと、これから論議ということになるとと思いますが、外国の法令に照らし合わせて違法な採捕が行われたものは、輸入制限するという事なんでしょうが、一方、今国際的には漁船員の人権を無視したような労働環境で漁獲されたものに対して

かなり輸入制限をされたという過去の事例もありますので、その辺の兼ね合いというのはどうなのか。漁獲されたものだけではなくて、こういう漁船で働いている皆さんの労働環境が劣悪だということであれば、それもこれの対象になるのかどうか、その1点だけを教えてください。

○加工流通課長 御質問ありがとうございます。人権問題というのは重要だと考えておりますが、この法律の目的においてはあくまでも密漁とか、IUU撲滅を目的としているため、人権といったことはこの法律の範疇には入っていません。

○山下部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○高橋特別委員 はい、分かりました。

○山下部会長 この問題についても別途何か考えていらっしゃるでしょうけれども、大事な問題かと思えます。

それでは、ほかにございませんでしたら、これで終わりますして、事務局から連絡事項等ありましたらお知らせください。

○企画課長 本日はありがとうございました。

今後の予定でございますけれども、事務局案といたしましては、次期水産基本計画につきまして、残りのテーマについて10月6日の第95回企画部会で御意見を頂きたいと思っております。

また、白書につきましては、本日頂いた御意見なども踏まえまして、特集のテーマですとか構成案につきまして検討資料を作成いたしまして、こちらも事務局案で恐縮ですが11月頃に開催を予定しております企画部会で御審議を頂きたいと考えております。

具体的な日時につきましては後日調整をさせていただきますので、引き続き御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染症ですとか予算の制約などにより、企画部会の委員の皆様と特別委員の皆様による水産白書作成のための現地調査は行わないことといたしたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。現地調査、楽しみにしていたんですけども、今年はなしということで仕方がありませんね。また、早くコロナが収束することを願いたいと思えます。

それでは、以上をもちまして企画部会を終了いたします。長時間にわたりましてあり

ありがとうございました。